

発議第2号

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

上記の議案を、別紙のとおり愛南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年3月18日

提出者	愛南町議会議員	佐々木史仁
賛成者	愛南町議会議員	尾崎 惠一
〃	〃	嘉喜山 茂
〃	〃	池田 栄次
〃	〃	吉田 茂生
〃	〃	少林 法子
〃	〃	石川 秀夫
〃	〃	金繁 典子
〃	〃	鷹野 正志
〃	〃	中野 光博
〃	〃	山下 正敏
〃	〃	那須 芳人
〃	〃	吉村 直城

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシア軍は、2月24日ウクライナに侵攻した。これは、ウクライナの主権及び領土の侵害であり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて許されない。

そのロシアの軍事攻撃により、子どもを含む民間人の犠牲者が多数出ている。さらに、ロシア軍は3月4日、稼働中の原発を攻撃し制圧した。これは、前代未聞の大惨事にもなりかねない行為であり、伊方原子力発電所を有する愛媛県の自治体にとって、断じて容認することはできない。

また、プーチン大統領は、核兵器の使用もちらつかせており、唯一の戦争被爆国の国民として世界の恒久平和を願う気持ちを踏みにじるものである。

愛南町議会は、ロシア軍による即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるとともに、日本政府においては、ウクライナの在留邦人の安全確保や我が国への影響対策に万全を尽くし、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現に向け、1日も早く平和的に解決することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日

愛南町議会